

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の最高乗務距離の指定地域及び最高限度について

制 定 平成21年11月19日 九運公第65号
一部改正 平成22年 7月 8日

旅客自動車運送事業運輸規則第22条第1項の規定による地域及び第2項の規定による乗務距離の最高限度を下記のとおり定めたので公示する。

平成21年11月19日

九州運輸局長 福本 啓二

記

1. 指定地域

福岡交通圏（福岡市、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、古賀市、糸島市、糟屋郡、筑紫郡）

2. 乗務距離の最高限度

1 乗務（出庫から帰庫までの連続した勤務をいう。）当たりの乗務距離の最高限度は次のとおりとする。

ただし、高速自動車国道（高速自動車国道法第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。）を利用した場合には、その距離を控除することとする。

なお、この場合には、高速自動車国道名、走行区間、走行距離、走行時刻、料金を乗務記録に記録することとする。

隔日勤務運転者 360 km

日勤勤務運転者 270 km

3. 適用範囲の除外

乗務する事業用自動車福祉輸送サービスに使用する特種車両、ハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項で規定するハイヤーをいう。）の場合。

附 則

1. 本公示は、平成21年12月1日から適用する。

2. 「乗務距離の最高限度について」（平成14年1月31日付、九運公福第71号）については、平成21年11月30日付をもって廃止する。

3. 平成22年 7月 8日付け九運公第26号による改正は、平成22年 7月 8日より施行する。